

年金

新成人の皆さんへ 20歳になったら国民年金

町民税務課 国保年金係 ☎77・3912

国民年金は20歳以上60歳未満の方が加入されています。20歳になった方には日本年金機構から国民年金加入のお知らせや納付書などにより、国民年金に加入したことをお知らせします。

〔国民年金のポイント〕

- ・20歳以上60歳未満の方が加入し、保険料を納める制度です。国が責任を持って運営するため安定しており、年金の給付は生涯にわたって保障されます。
- ・年を取ったときの老齢年金のほか、病気やけがで障害が残ったときに受け取れる障害年金や家族の働き手が亡くなったときに受け取れる遺族年金もあります。

〔免除制度〕

原則として、保険料を納めなければ年金を受け取ることができませんが、所得が低く保険料を納めることが困難な方のために保険料免除制度があります。

■学生納付特例制度

前年所得が基準以下の学生を対象とした、国民年金保険料が猶予される制度です。

■免除・納付猶予制度

収入の減少や失業などにより、国民年金保険料を納められない場合、未納のままにしておく老齢年金や障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。そのような状況を防ぐため、保険料の免除・納付猶予制度があります。

■手続きについて

町民税務課国保年金係で申請を受け付けています。申請書は、日本年金機構のホームページまたは国保年金係の窓口で取得できます。

※学生納付特例の場合は、学生証の写しなど、失業による免除申請の場合は、離職票の写しなどが必要となりますので、添付書類をあらかじめご確認ください。

■問合せ 千葉年金事務所

☎043-242-6320

引換

芝山町指定ごみ袋 無料引換券の使用期限について

町まちづくり課 環境下水道係 ☎77・3908

広報しばやま令和2年9月号にてお知らせしましたが、芝山町指定ごみ袋無料引換券の使用期限は「令和3年3月31日」までです。期限の切れた引換券は無効となりますので、早めに所定の引換場所にて引き換えを行ってください。

■引換場所

ウエルシア成田三里塚店、ケイヨーデイツー芝山店、(株)小室、セイミヤ成田芝山店、セブンイレブン芝山香山新田店、セブンイレブン芝山小池店、セブンイレブン芝山坂志岡店、セブンイレブン芝山宝馬店、(有)千代田衣料、戸村菓子店、ファミリーマート芝山大里店、ベイシア成田芝山店、ヤックスドラッグ芝山店、ローソン空南工業団地前店、セブンイレブン多古牛尾店、セブンイレブン多古喜多店 (50音順)

※町内外16店舗 (町内14店舗、多古町2店舗)

■その他

詳細については、広報しばやま令和2年9月号をご確認ください。

※令和3年3月31日まで有効



後期高齢者医療制度 医療費が高額になるときは申請を

町民税務課 国保年金係 ☎77・3912

医療機関をご利用される際に、保険証と合わせて認定証を提示することにより、医療費の窓口負担の上限があらかじめ低く抑えられます。また、入院時の食事や生活に要する費用が減額されます。

■手続き

次のものをご用意の上、町民税務課国保年金係の窓口にて申請してください。

- ・ 保険証
- ・ 印鑑（認印）
- ・ 老齢福祉年金を受給されている方はその年金証書や振込通知書など
- ・ 区分Ⅱ（長期該当）の方は入院期間の分かる領収書など
- ・ 申請者の身分証明書と本人の個人番号が確認できるマイナ

ンバーカードなど

■有効期限

申請した月の初日から有効（区分Ⅱ（長期該当）の場合は申請月の翌月から）

また、認定証は 年ごとに更新され、有効期限は毎年 月末日です。

■その他

限度額適用認定証などの交付を受けていなくても、後日申請することで高額療養費として支給を受けることができます。

企画空港政策課
空港地域振興係
☎ 77-3906

■補助対象者

令和3年1月1日現在、補助対象住 に 住し芝山町に住民 をしている方で「防法第1種区域」に所在し、防 事の補助を受けずに空調施設を設 した住 の所有者または 住者のうち、空調施設を令和2年7月1日以前に設 している方

※ 地内に防 事の補助を受けて空調施設を設 した住 がある場合は対象

■受付期間

1月12日 ～29日(金)

■申請に必要なもの

印 ・空調施設 入時の書または保証書のコ ー（設 年月日の 認 できる書 ）

■対象者

自己負担の割合	所得区分	対象となる方	認定証の交付
3割	現役並み所得者Ⅲ	市町村民税課税所得（課税標準額）が690万円以上の被保険者およびその方と同じ世帯にいる被保険者	×
	現役並み所得者Ⅱ	市町村民税課税所得（課税標準額）が380万円以上690万円未満の被保険者およびその方と同じ世帯にいる被保険者	○
	現役並み所得者Ⅰ	市町村民税課税所得（課税標準額）が145万円以上380万円未満の被保険者およびその方と同じ世帯にいる被保険者	○
1割	一 般	現役並み所得者、区分Ⅰ、区分Ⅱ以外の被保険者	×
	区分Ⅱ	世帯全員が市町村民税非課税の被保険者（区分Ⅰ以外の被保険者）	○
	区分Ⅰ	世帯全員が市町村民税非課税で、その世帯全員の個々の所得（年金収入は控除額80万円として計算）が0円となる被保険者 世帯全員が市町村民税非課税であり、かつ、被保険者本人が老齢福祉年金を受給している方	○

※区分 ・ の方は「限度額 用・ 負担額減額認定証」、現役 み所得者 ・ の方は「限度額 用認定証」を交付します。

※区分 の減額認定証の交付を受けた被保険者の方が入院し、 12カ月で入院日が91日以上にな たときは「区分（ 期 当）」に 当する の申請ができます。